

《問11は、問9で「8 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」を選んだ方がお答えください。》

問11 あなたは受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。  
あてはまるものをすべて選んでください。( はいくつでも )

- 1 学校や病院、官公庁施設などの第1種施設も分煙を選択できるようにすべき
- 2 飲食店・ホテル、娯楽施設などの第2種施設も条例の規制を努力義務とすべき
- 3 小規模な飲食店などの特例第2種施設( )は条例の規制の対象から外すべき
- 4 禁煙や分煙などの表示は施設の判断に任せるべき
- 5 罰則を弱める、または無くすべき
- 6 受動喫煙防止条例を無くすべき
- 7 その他(具体的に: )

( )特例第2種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

問12 あなたはたばこを吸いますか。次の中から1つ選んでください。( は1つ )

- 1 吸わない【 問15にお進みください。】
- 2 毎日吸っている【 問13にお進みください。】
- 3 時々吸う日がある【 問13にお進みください。】
- 4 以前は吸っていたが1か月以上吸っていない【 問15にお進みください。】

《問13～問14は、問12で「2 毎日吸っている」「3 時々吸う日がある」を選んだ方がお答えください。》

問13 あなたはたばこを吸うときに気をつけていることはありますか。  
次の中からあてはまるものをすべて選んでください。( はいくつでも )

- 1 公共的な場所(不特定または多数の者が利用する場所)では吸わない
- 2 指定されている喫煙場所以外では吸わない
- 3 禁煙の場所では吸わない
- 4 禁煙の飲食店などでは吸わない
- 5 混雑している場合は吸わない
- 6 子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない
- 7 周りに食事中の人がいる場合は吸わない
- 8 周りの人の了解を得てから吸う
- 9 その他(具体的に: )
- 10 気をつけていることはない

問14 あなたはあなたご自身の喫煙について、どのように考えていますか。  
次の中から1つ選んでください。( は1つ )

- 1 たばこをやめたい
- 2 たばこの本数を減らしたい
- 3 たばこをやめたり、たばこの本数を減らしたりするつもりはない
- 4 その他(具体的に: )

問15 受動喫煙防止条例など受動喫煙防止対策について、ご意見・ご提案がございましたら、ご自由にお書きください。

自由記入欄

ご協力ありがとうございました。  
同封の返信用封筒で、7月1日(月)までにご投函ください。(切手は不要です)

H25 県民意識調査票(案)【H25.2.13】

資料3

調査にお答えいただく前に、あなたご自身(平成25年6月1日現在)についてうかがいます。  
次の設問(F1～F3)は、いただきました回答を統計的に分析・集計するために使用するものです。  
個人を特定するためのものではありません。必ずご記入ください。

F1 あなたの性別を で囲んでください。 1 男性 2 女性

F2 あなたの年齢を で囲んでください。 1 20～29歳 2 30～39歳 3 40～49歳  
4 50～59歳 5 60～69歳 6 70歳以上

F3 あなたがお住まいの地域を で囲んでください。

- 1 横浜(横浜市) 2 川崎(川崎市) 3 相模原(相模原市)
- 4 横須賀三浦(横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町)
- 5 県央(厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村)
- 6 湘南(平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町)
- 7 足柄上(南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)
- 8 西湘(小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町)

問1 あなたは「受動喫煙」という言葉をご存じですか。  
次の中から1つ選んでください。( は1つ )

- 1 言葉も意味も知っている
- 2 言葉は知っている
- 3 知らなかった(今回の調査で初めて知った)

問2 「受動喫煙」とは、室内などで、自分の意思とは関係なく、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。あなたは受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。  
次の中から1つ選んでください。( は1つ )

- 1 健康への影響がある【 問3にお進みください。】
- 2 健康への影響はない【 問4にお進みください。】
- 3 わからない【 問4にお進みください。】

《問3は、問2で「1 健康への影響がある」を選んだ方がお答えください。》

問3 あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。  
次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に は1つ)

ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない

イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない

ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない

エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない

問4 あなたは「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下「受動喫煙防止条例」といいます)についてご存じですか。  
次の中から1つ選んでください。( は1つ )

- 1 内容を知っている【 問5にお進みください。】
- 2 内容を少し知っている【 問5にお進みください。】
- 3 条例があることは知っている【 問6にお進みください。】
- 4 知らなかった(今回の調査で初めて知った)【 問6にお進みください。】

《問5は、問4で「1 内容を知っている」「2 内容を少し知っている」を選んだ方がお答えください。》

問5 次の受動喫煙防止条例の内容について、知っているものをすべて選んでください。  
( はいくつでも )

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである   |
| 2 | 学校や病院、官公庁施設は禁煙である                              |
| 3 | 飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙である                        |
| 4 | 小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務( )である |
| 5 | 施設の入口に禁煙または分煙の表示がされる                           |
| 6 | 保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席(区域)に未成年者を立ち入らせてはならない        |
| 7 | 喫煙が禁止されている場所で喫煙してはならない                         |
| 8 | 喫煙が禁止されている場所で喫煙した場合、罰則(過料)が科される場合がある           |
| 9 | 施設管理者が条例で定められている義務を果たさない場合、罰則(過料)が科される場合がある    |

( )これらの施設は、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

《問6～問9は、全員の方がお答えください。》

問6 あなたは受動喫煙防止条例を何で知りましたか。また、問4で「4 知らなかった(今回の調査で初めて知った)」を選んだ方は、どのような方法でお知らせするのが良いと思いますか。  
次の中からあてはまるものをすべて選んでください。( はいくつでも )

- |    |               |    |          |    |              |
|----|---------------|----|----------|----|--------------|
| 1  | 県のたより         | 2  | 市町村の広報紙  | 3  | 新聞報道         |
| 4  | テレビ・ラジオ番組     | 5  | タウン紙     | 6  | 雑誌           |
| 7  | イベント・街頭キャンペーン | 8  | 条例の説明会   | 9  | 県のチラシ・リーフレット |
| 10 | ポスター          | 11 | ホームページ   | 12 | 家族・友人からの情報   |
| 13 | 学校・職場・団体からの情報 | 14 | 禁煙や分煙の表示 | 15 | その他(具体的に: )  |

問7 あなたはこの半年間に神奈川県内の次の施設で受動喫煙にあいましたか。  
次の「施設」ごとにそれぞれ1つずつ選んでください。(1つの「施設」に は1つ)

\* 受動喫煙防止条例では、第1種施設は禁煙に、第2種施設は禁煙または分煙を選択することとしています(ただし、どの施設も喫煙所の設置は可能)。また、小規模な飲食店などの特例第2種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

施設	よくあった	時々あった	あわなかった	行かなかった
ア 学校(幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設)	1	2	3	4
イ 病院、診療所または助産所	1	2	3	4
ウ 薬局	1	2	3	4
エ あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	1	2	3	4
オ 劇場、映画館、演芸場	1	2	3	4
カ 観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	1	2	3	4
キ 集会場または公会堂	1	2	3	4
ク 展示場	1	2	3	4
ケ 体育館、ボウリング場などの運動施設	1	2	3	4
コ 公衆浴場(銭湯、サウナなど)	1	2	3	4
サ 百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店	1	2	3	4
シ 銀行、保険会社などの金融機関	1	2	3	4
ス 駅、バスターミナル、旅客船ターミナル	1	2	3	4
セ 鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	1	2	3	4
ソ 図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	1	2	3	4

施設	よくあった	時々あった	あわなかった	行かなかった
タ 老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	1	2	3	4
チ 官公庁施設(ア～タに該当するものを除く)	1	2	3	4
第2種施設				
ツ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(小規模な施設を除く)	1	2	3	4
テ ホテル、旅館などの宿泊施設(小規模な施設を除く)	1	2	3	4
ト ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	1	2	3	4
ナ アからノに該当しないサービス施設(美容院、クリーニング店など)	1	2	3	4
特例第2種施設				
ニ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、小規模な施設	1	2	3	4
ヌ キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	1	2	3	4
ネ ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、小規模な施設	1	2	3	4
ノ マージャン店、パチンコ店及び類似施設	1	2	3	4

問8 平成22年4月に受動喫煙防止条例がスタートしてから、県内における受動喫煙防止対策の状況について、あなたはどのように感じていますか。  
次のア～キについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に は1つ)

ア 禁煙や分煙のお店などの数	1 増えた	2 減った	3 変わらない	4 わからない
イ 禁煙や分煙の表示を見かける回数	1 増えた	2 減った	3 変わらない	4 わからない
ウ 禁煙や分煙のお店などを利用する回数	1 増えた	2 減った	3 変わらない	4 わからない
エ 家族や子ども連れでお店などを利用すること	1 しやすくなった	2 しにくくなった	3 変わらない	4 わからない
オ 屋内の指定された喫煙場所の数	1 増えた	2 減った	3 変わらない	4 わからない
カ 屋内の指定された喫煙場所で喫煙する人の数	1 増えた	2 減った	3 変わらない	4 わからない
キ 屋外で喫煙する人の数	1 増えた	2 減った	3 変わらない	4 わからない

問9 あなたは今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。  
次の中から3つまで選んでください。( は3つまで)

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発                              |
| 2 | 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発                                   |
| 3 | たばこをやめたい人への卒煙(禁煙)サポート                                |
| 4 | 未成年者への喫煙防止教育   |
| 5 | 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的・技術的な支援                        |
| 6 | 受動喫煙防止に関する規制の強化【問10にお進みください。】                        |
| 7 | 受動喫煙防止条例の着実な運用                                       |
| 8 | 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取り組みの促進<br>【問11にお進みください。】 |
| 9 | その他(具体的に: )  |

《問10は、問9で「6 受動喫煙防止に関する規制の強化」を選んだ方がお答えください。》

問10 あなたは受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきだと思いますか。  
あてはまるものをすべて選んでください。( はいくつでも )

- |   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 飲食店やホテル、娯楽施設などの第2種施設も禁煙にすべき         |
| 2 | 小規模な飲食店などの特例第2種施設( )にも条例の規制を義務付けるべき |
| 3 | 禁煙や分煙などの表示を全ての施設に義務付けるべき            |
| 4 | 罰則を厳しくすべき                           |
| 5 | 職場も対象にすべき                           |
| 6 | 屋外も対象にすべき                           |
| 7 | その他(具体的に: )                         |

【問12にお進みください。】

( )特例第2種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。